

奈良市公報

第73号

令和4年6月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
5	12	37	奈良市公報号外第22号に掲載	健康増進課
5	12	38	奈良市公報号外第22号に掲載	介護福祉課
5	12	39	奈良市公報号外第22号に掲載	人事課

告 示

月	日	番号	件名	主管
5	2	280	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
5	2	281	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
5	2	282	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
5	2	283	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
5	2	284	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	6	285	奈良市公報号外第22号に掲載	住宅課
5	10	286	放置自転車等の保管	環境政策課
5	10	287	住居番号の設定	市民課
5	10	288	住居番号の変更	市民課
5	11	289	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
5	11	290	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
5	11	291	令和3年度市・県民税納税等督促状の公示送達	納税課
5	11	292	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
5	12	293	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
5	12	294	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定	障がい福祉課
5	12	295	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
5	12	296	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
5	12	297	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課

5	12	298	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定 (更新)	障がい福祉課
5	13	299	令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部改 正	健康増進課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
5	6	16	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
5	12	9	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
5	6	5	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第280号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和4年5月2日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和4年5月2日(月)から令和4年5月20日(金)までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和4年5月2日(月)から令和4年5月20日(金)まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。1世帯が2通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ロ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法(昭和26年法律第193号)や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。(住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(ハ)の不正の行為に該当する。)

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ロ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ロ) ア(ロ)から(オ)までの条件

エ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居す

る申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ウ)までの条件

オ 市営住宅 シルバーハウジング (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者のみの世帯であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ウ)までの条件

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和4年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和3年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、

親族関係を確認するために必要である。(住民票上同一世帯の場合を除く。)

キ 同居承諾書 (該当者のみ)

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。(様式は問わないが、双方の自ら署名が必要である。)

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し (該当者のみ)

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書 (該当者のみ)

婚姻予定者(募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者)は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等 (該当者のみ)

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書 (該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。)

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所(常勤)があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金(本来家賃の3箇月分)、駐車場敷金(駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ)、入居月の家賃及び共益費(該当する住宅のみ)並びに駐車場使用料(駐車場使用申込者のみ)を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和4年5月2日掲示済)

奈良市告示第281号

令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和4年5月2日

奈良市長 仲川 元 庸

別紙1の表中

中岡 伸悟	中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・アレルギー	朱雀五丁目3-8		○		○	○							

一科医院																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

中岡 伸悟	中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシ ティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	-----------	------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、

諏訪 好信	西脇医院	菅原町506-7	○	○	○	○	○												
西脇 英樹	西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13																	

を

諏訪 好信	西脇医院	菅原町506-7	○	○	○	○	○												
-------	------	----------	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

(令和4年5月2日掲示済)

奈良市告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和4年5月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190035	居宅介護支援	有限会社そよ風倶楽部	奈良県奈良市四 条大路三丁目1 番10号	そよ風倶楽部ケ アプランセンタ ー	奈良県奈良市四 条大路三丁目1番 10号

(令和4年5月2日掲示済)

奈良市告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和4年5月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190050	訪問介護	LiLuLeA株式会社	奈良県橿原市十 市町837-3	まはろ	奈良市杏町570- 1-105号
2970190043	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	有限会社マザープロジェクト	奈良県奈良市敷 島町二丁目543 番地の55	おたがいさん福祉用具	奈良県奈良市敷島 町二丁目543番地 の55

2 指定年月日 令和4年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190043	介護予防福祉用具貸与・	有限会社マザープロジェクト	奈良県奈良市敷 島町二丁目543	おたがいさん福祉用具	奈良県奈良市敷島 町二丁目543番地

	特定介護予 防福祉用具 販売		番地の55		の55
--	----------------------	--	-------	--	-----

(令和4年5月2日揭示済)

奈良市告示第284号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年5月2日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年5月2日揭示済)

奈良市告示第286号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和4年5月9日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年5月10日揭示済)

奈良市告示第287号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年5月10日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示	
西登美ヶ丘一丁目22番14-2号	西大寺南町3番3号
西登美ヶ丘八丁目16番18号	藤ノ木台二丁目3番21号
西大寺新町一丁目6番2号	西大寺新田町8番28号
百楽園二丁目10番9-1号	六条緑町二丁目14番5号
六条三丁目13番1号	六条緑町二丁目4番20号
学園南三丁目14番15号	西登美ヶ丘四丁目21番6号
六条二丁目18番3-1号	四条大路四丁目1番8-11号
六条二丁目18番3-2号	六条西三丁目20番1号
六条二丁目18番3-3号	大安寺一丁目20番8号
西登美ヶ丘四丁目10番24号	大安寺一丁目20番9号
五条畑一丁目11番5号	大安寺一丁目20番10-1号
大安寺七丁目29番11号	あやめ池南二丁目4番30号
大安寺七丁目29番9号	三条松町13番7-6号
大安寺七丁目29番8号	法蓮佐保山三丁目6番21号
富雄川西二丁目2番21号	七条西町一丁目5番11号
菅野台3番5-1号	平松二丁目7番21号
菅野台3番5-2号	西登美ヶ丘四丁目15番4号
あやめ池南一丁目11番21号	六条三丁目4番3号
学園南三丁目8番20-3号	富雄北三丁目9番4号

(令和4年5月10日掲示済)

奈良市告示第288号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年5月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	あやめ池南三丁目3番27号
変更後	あやめ池南三丁目3番27-1号

(令和4年5月10日掲示済)

奈良市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月11日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あすならハイツ恋の窪訪問看護ステーション	奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号	令和4年 4月1日

(令和4年5月11日掲示済)

奈良市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月11日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
くわた在宅クリニック	奈良県奈良市神殿町313番地	令和4年 4月1日
もりや眼科	奈良県奈良市菅原東二丁目18-23 グランピア大和西大寺駅前第二ビル1階	令和4年 4月1日
西大寺駅前内科・リウマチクリニック	奈良県奈良市西大寺南町5番29号 大和西大寺駅前第二ビル1階	令和4年 4月1日
医療法人大樹会 さくらこどもクリニック	奈良県奈良市三条添川町1番20号	令和4年 4月1日

(令和4年5月11日掲示済)

奈良市告示第291号

令和3年度市・県民税第2期分、第3期分及び第4期分並びに随時期分、令和3年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分及び第3期分並びに第4期分、令和3年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年5月11日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和3年度市・県民税	第2期分	令和3年9月17日	令和3年8月31日
令和3年度市・県民税	第2期分	令和4年3月2日	令和3年8月31日
令和3年度市・県民税	第3期分	令和3年11月19日	令和3年11月1日
令和3年度市・県民税	第4期分	令和4年2月18日	令和4年1月31日
令和3年度市・県民税	第4期分	令和4年3月2日	令和4年1月31日
令和3年度市・県民税	随時期分	令和4年4月20日	令和4年3月31日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和3年6月18日	令和3年5月31日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和3年7月20日	令和3年6月30日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和3年8月20日	令和3年8月2日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和3年12月20日	令和3年11月30日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和4年1月7日	令和3年11月30日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和4年3月18日	令和4年2月28日
令和3年度軽自動車税	全期分	令和3年6月18日	令和3年5月31日
令和3年度軽自動車税	全期分	令和4年3月18日	令和4年2月28日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和4年5月22日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和4年5月11日掲示済)

奈良市告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和4年5月11日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107450	訪問介護	株式会社ケアブレーション	奈良市中町2313番地の2	ヘルパーステーションかごのき	奈良市中町2517番地の1

2 廃止年月日 令和4年5月11日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970105330	通所介護	社会福祉法人協同福祉会	大和郡山市宮堂町字青木160番7	あすならホーム西ノ京	奈良市六条二丁目20番67号

(令和4年5月11日揭示済)

奈良市告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103684	合同会社ニコ	630-8001	奈良県奈良市法華寺町1210番地TMビル208号室	訪問介護ニコ	630-8001	奈良市法華寺町1210番地TMビル208号室	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	令和10年 4月 30日
2910103692	株式会社Support House みつる会	630-8144	奈良県奈良市東九条町511番地の1	みつる会 PLUS 事業所	630-8144	奈良市東九条町511番地の1	就労継続 支援B型 就労移行 支援	令和10年 4月 30日
2910103700	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	ひまわり	630-8424	奈良市古市町1846-80	短期入所	令和10年 4月 30日
2920100548	一般社団法人優	631-0015	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507番地の6	マザーhome	631-0015	奈良市学園朝日元町一丁目507番地の6	共同生活 援助	令和10年 4月 30日
2920100555	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	ひまわり	630-8424	奈良市古市町1846-80	共同生活 援助	令和10年 4月 30日

(令和4年5月12日揭示済)

奈良市告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100942	一般社団法人日本総合就職支援協会	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4-1	相談支援事業所 e-station	630-8126	奈良市三条栄町4-1	地域移行支援 地域定着支援	令和10年4月30日

(令和4年5月12日揭示済)

奈良市告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100942	一般社団法人日本総合就職支援協会	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4-1	相談支援事業所 e-station	630-8126	奈良市三条栄町4-1	計画相談支援	令和10年4月30日

(令和4年5月12日揭示済)

奈良市告示第296号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和4年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101651	一般社団法人日本総合就職支援協会	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4-1	相談支援事業所 e-station	630-8126	奈良市三条栄町4-1	障害児相談支援	令和10年4月30日

(令和4年5月12日揭示済)

奈良市告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年5月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和4年4月16日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101704	ヒューマンヘリテージ株式会社	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目1-67	暮らしの応援ステーションそーら	630-8013	奈良市三条大路二丁目520-3	行動援護	令和10年4月15日

2 指定更新年月日 令和4年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102470	合同会社イノベイト	630-8135	奈良県奈良市大安寺西三丁目8-14	イノベイト	630-8135	奈良市大安寺西三丁目8-14	就労継続支援A型 就労継続支援B型	令和10年4月30日

(令和4年5月12日揭示済)

奈良市告示第298号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年5月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和4年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950161444	特定非営利活動法人子育てサポート・ふれ愛	631-0821	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号	子育てサポート・ふれ愛 大和西大寺北校	631-0822	奈良市西大寺栄町3-23サンローゼビル3階	児童発達支援	令和10年4月30日

(令和4年5月12日揭示済)

奈良市告示第299号

令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和4年5月13日

奈良市長 仲川 元庸

別紙2の表中

藤岡 佐由里	藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615	」を に改める。
藤岡 佐由里	藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615	
末盛 毅	平城園診療所	秋篠町1567	52-3820	

(令和4年5月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第16号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年5月6日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月6日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年5月6日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町1534-1他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
鹿野園町地内	②	分流	
菅原町地内	③	分流	
北之庄町地内	④	分流	
北永井町353-1他	⑤	分流	
六条二丁目998-1の一部	⑥	分流	
富雄川西一丁目74-1の一部	⑦	分流	
今市町75-1他	⑧	分流	
西九条町二丁目4-5	⑨	分流	
三条桧町167-4	⑩	分流	
三条桧町167-3	⑪	分流	

位置図省略

(令和4年5月6日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第9号

令和4年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和4年5月12日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和4年5月17日（火） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第7号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について

議案第8号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第9号 令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第10号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について

議案第11号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について
議案第12号 奈良市学校給食センター条例の一部改正について
議案第13号 令和4年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について
議案第14号 公設フリースクール「HOP あやめ池（仮称）」にかかる用途変更について
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年5月12日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会令和4年5月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和4年5月6日

奈良市農業委員長 巽 一孝

1 日時

令和4年5月13日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟4階 402会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について（4月専決処理分）
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（4月専決処理分）
- (5) 水田利用転換届について
- (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (7) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (8) 知事許可について（4月許可分）

(令和4年5月6日揭示済)